

## 入札公告（取消し）

下記の建設工事について、制限付き（等級指定型）一般競争入札（総合評価落札方式（特別簡易型・事後審査型））を執行するため、令和7年7月31日付で公告しましたが、内容再考の結果、取り消す必要がありましたので、藤枝市財務規則（昭和52年藤枝市規則第11号）第135条の規定に基づき公告します。

令和7年8月21日

藤枝市 市長 北村正平

記

## 1 入札取消に付する事項

入札番号	第 142 号
工事名	令和7年度（社総）仮宿下付田高田線（高田）道路排水構造物工事
工事箇所	藤枝市 高田 地内
工事概要	施工延長 L = 332.2 m、側溝工 L = 342 m、集水柵工 N = 13 箇所
工期(完成期限)	令和8年1月21日 限り
落札の制限	調査基準価格あり 失格判断基準あり
その他	本件工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象工事となる場合には、解体工事に要する費用、再資源化等に要する費用、分別解体の方法並びに再資源化等をする施設の名称及び所在地を契約条件書で定める。 なお、その内容は同法第12条第1項の規定により受注者が発注者に対して行う説明の際確認するものとする。
発注者	藤枝市 市長 北村正平

## 2 取消理由

設計内容について再考した結果、一部内容を見直す必要が生じたため。